令和5年8月1日

守成クラブ福島　世話人規程

第1章　世話人の選考基準

（代表世話人）
第1条　代表世話人は、次の要件を満たす者とする。
1. 法人格の代表者及び準ずる者。
2. 当会世話人を1年以上経験した者。
3. 原則としてゴールド会員であること。
4. 会員の見本的人物で、例会、世話人会に積極的に参加し、90％以上の出席が出来る者。

注、代表世話人は、県代表統括会会長の承認を得なければならない。

（副代表世話人）
第2条　副代表世話人は、代表世話人の補佐役として、次の要件を満たすものとする。
1. 法人格の代表及び準ずる者。
2. 当会世話人を1年以上経験した者。
3. がんばれ盾以上の受賞者であること。
4. 例会、世話人会に積極的に参加し、80％以上の出席が出来る者。

（会計）
第3条　会計は、当会全ての会計を任務とし、次の要件を満たす者。
1. 法人格の代表者及び準ずる者。
2. 当会世話人を1年以上経験した者。
3. 例会、世話人会に積極的に参加し、80％以上の出席が出来る者。
4. 会計関係経験者及び会計知識を持っている者。

（事務局長）
第4条　事務局長は、当会における事務対応を任務とし、次の要件を満たす者。
1. 法人格の代表者及び準ずる者。
2. 当会世話人を1年以上経験した者。
3. 例会、世話人会に積極的に参加し、80％以上の出席が出来る者。
4. 当会の運営に係る事務対応ができる者。

（世話人）
第5条　世話人は、次の要件を満たす者。
1. 当会在籍1年以上の者。
2. 例会、世話人会、反省会に積極的に参加し、80％以上の出席が出来る者。
3. 正会員の者。

第2章　世話人の選出方法

（世話人選出）
第6条　世話人選出は、次の方法により選出する。
1. 最初に次期代表世話人の選考を行い、次期代表世話人より四役（代表世話人、副代表世話人、会計、事務局長）を提示し、世話人会の過半数以上の議決で決定とする。
2. 新世話人選出日は、前もって世話人会の5日前までに各世話人に通知しなければならない。

（世話人選考日程）
第~~6~~7条　世話人（四役以外）の選考日程、次の要項にする。
1. 毎年 2 月世話人会、次期世話人案を告知する。
2. 毎年 3 月世話人会に、決議、または投票で決定する。
3. 毎年5月例会において、次期世話人案を会員に告知し、会員の承認を得るものとする。

第3章　旅費規程

（目的）
第 8 条　この規程は、福島会場世話人が、代表世話人の要請により、他会場出席した場合に適用される。

（支給範囲）
第 9 条　世話人が、当会を代表して、次の行事に出席要請された場合に支給する。
1. 他会場周年行事、県代表統括会行事、全国大会等。
2、その他の理由で、他会場出席が必要と認められ時。（世話人会の承諾が必要）

（支給金額）
第 10 条　補助金は、下記の金額とし、その都度、事務局に申請し例会当日に支払う事とする。1ヶ月以上届け出が無い場合は無効とする。
1. 下記の支給判断は、前もって世話人会の承認を必要とする。
①参加費

県内外の他会場出席	2，000円
県代表統括会	1，000円
全国大会　世話人	35，000円

②旅費

県内外の他会場出席	1，000円
全国大会	5，000円

（その他）
第 11 条　本規程に属さない事項は、都度、世話人会で、承認、決定される。

（附則）
第 12 条　平成19年4月1日に本規定を施行する。
1. 令和4年7月1日より本規程を改訂施行する。
2. 令和5年8月1日から本規程に改訂施行する。